

公務員人事管理に関する報告（令和4年8月8日）（抜粋）

1 人材の確保

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材の給与決定については、デジタル人材に限らず、現行制度の下で柔軟な取扱いが可能となっており、本院は、各府省において制度を的確に活用し、民間経験を適切に評価した給与決定が行えるよう支援するため、こうした柔軟な取扱いに関する周知活動等を行ってきたところである。さらに、本年秋までに、こうした柔軟な取扱いに関し、通知による明文化を行い、併せて運用上の判断目安や運用事例等も示すことにより、各府省における活用を支援する。